

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

公告第20号

令和4年12月23日

契約担当官陸上自衛隊横浜駐屯地

中央輸送隊会計科長 久保 晃

### 1 工事概要

- (1) 工事名 駐屯地外柵改修工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊横浜駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。  
既存鋼製格子フェンス撤去 106m  
基礎コンクリートコア穴開け（径100mm程度、深さ200mm程度）60か所  
鋼製格子フェンス設置（H=1.8m） 106m  
空隙部モルタル埋め 1式
- (4) 工期 令和5年3月31日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「土木一式工事」で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上または「土木一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上であること。
- (5) 平成19年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、外柵（フェンス等）改修工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。  
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担



当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。) (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計 (以下「評定点合計」という。) が 65 点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事 (平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で 65 点以上。) の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者 (以下「監理技術者等」という。) を当該工事に配置できること。

ア 平成 19 年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。(原則、着工から完成まで従事している。)

なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第 150 号(28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 中央輸送隊会計科が発注した「建築一式工事」又は「土木一式工事」のうち、平成 29 年度以降令和 3 年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

- (10) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者 (受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。) 又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと (資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。



### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒240-0062 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町 273

陸上自衛隊 横浜駐屯地 中央輸送隊会計科契約班 担当 石倉

TEL 045-335-1151 内線 337

FAX 045-335-1151 内線 539

#### (2) 入札説明書の交付期間等

##### ア 交付期間

令和4年12月23日から令和5年1月12日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)ただし最終日令和5年1月12日は、正午12時00分までとする。

##### イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。

#### (3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和5年1月12日 正午12時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

#### (4) 入札書の提出期限等

ア 受領期限 令和5年1月26日 午後4時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年1月27日 午前10時30分

イ 場所 陸上自衛隊横浜駐屯地 入札室

### 4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除

(3) 契約保証金

金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札



ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 契約書作成の要否  
要。

(10) 資料のヒアリングを行う場合がある。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記3(1)に同じ。

(12) 開札時に代表者以外の者が参加する場合は、当日に委任状を提出するものとする。

(13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(14) 詳細は、入札説明書による。



## 入札説明書

中央輸送隊会計科の駐屯地外柵改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和4年12月23日

2 契約担当官等

契約担当官 陸上自衛隊横浜駐屯地

中央輸送隊会計科長 久保 晃

〒240-0062 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273

3 工事概要

(1) 工事名

駐屯地外柵改修工事

(2) 工事場所

陸上自衛隊横浜駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり。

(4) 工期

令和5年3月31日まで。

(5) 使用する主要な資機材

仕様書のとおり。

(6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「土木一式工事」で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。



(4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上又は「土木一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上であること。

(5) 平成19年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡し完了した工事のうち、外柵（フェンス等）改修工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 平成19年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

ウ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確



認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、南関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 中央輸送隊会計科が発注した建築一式工事又は土木一式工事のうち、平成29年度以降令和3年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。）である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (13) 情報保全に係る履行体制についての確認

平成19年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は別紙第5の誓約書を提出し、有していない者は別紙第6の誓約書を提出すること。



上記4(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

- (1) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- (2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

## 6 担当部局

〒240-0062 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273

陸上自衛隊 横浜駐屯地 中央輸送隊会計科契約班

担当 石倉

TEL 045-335-1151 (内線337)

FAX 045-335-1151 (内線539)

## 7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

### ア 提出期間

令和4年12月23日から令和5年1月12日まで(行政機関の休日を除く)の毎日、午前8時15分から午後17時00分まで。(正午から午後1時までの間を除く。)ただし最終日令和5年1月12日は、正午12時00分までとする。

### イ 提出方法

持参又は郵送等で提出すること。

### ウ 提出場所 上記6に同じ。

- (2) 申請書は、別紙第1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成19年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績(別紙第2)」及び「配置予定の技術者(別紙第3)」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。



ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、1件記載する。記載様式は別紙第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とするは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス (CORINS)」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングを行う場合がある。

ア 日時 令和5年1月10日から同年1月12日までの間。

イ 場所 〒240-0062 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273

陸上自衛隊横浜駐屯地 中央輸送隊会計科契約班

TEL 045-335-1151 (内線337)

ウ ヒアリングを行う場合、日時及び場所は追って通知する。



なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

- (5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和5年1月13日までに通知する。
- (6) その他
  - ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
  - イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
  - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
  - エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
  - オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

#### 8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求められることができる。
  - ア 提出方法  
書面（様式は自由とする。）を上記6に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。
  - イ 提出期間  
上記7(5)の通知の日から令和5年1月20日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）。
- (2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和5年1月24日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

#### 9 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。
  - ア 提出方法  
書面（様式は自由とする。）を上記により持参又は郵送等により提出する。
  - イ 提出期間  
令和4年12月23日から令和5年1月18日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）郵送等による場合は令和5年1月18日午後1時00分必着。
- (2) (1)の質問に対する回答書は令和5年1月23日から同年1月26日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）、上記6において閲覧に供する。

#### 10 入札方法等

- (1) 入札書の提出方法等
  - ア 提出期間  
令和5年1月16日 午前8時15分～同年1月26日午後4時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）。
  - イ 提出場所



上記6に同じ。

#### ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

### 11 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

免除

#### (2) 契約保証金

金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の10分の1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3）以上とする。

### 12 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

#### (2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注



者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
  - ア 提出期間 上記10(1)アに同じ。
  - ウ 提出場所 上記10(1)イに同じ。
  - イ 提出方法 上記10(1)ウを参照
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

### 13 開札

- (1) 開札の日時及び場所
  - ア 開札日時 令和5年1月27日午前10時30分
  - イ 開札場所 陸上自衛隊 横浜駐屯地 入札室
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

### 14 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
  - ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
  - イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
  - ウ 入札説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時に上記4に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。



#### 15 落札者の決定方法

- (1) 決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

#### 16 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため別紙第7から別紙第12までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

#### 17 配置予定監理技術者の確認

落札決定後、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 18 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

#### 19 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

#### 20 支払条件

##### (1) 前払金等

請負代金額が300万円以上の場合は、前金払いを利用することができる。利用可



金額の上限は請負代金額の10分の4以内とする。

- (2) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

21 火災保険付保の要否

22 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間

令和5年1月20日から令和5年2月3日まで(行政機関の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに行うこと。

- (2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

23 関連情報を入手するための照会窓口  
上記6に同じ。

24 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。



## 別 表

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合



## 一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当官 陸上自衛隊横浜駐屯地  
中央輸送隊会計科長 久保 晃 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名  
担当者名  
電話番号

(注) 押印を省略する場合は、担当者氏名及び連絡先を記載

令和4年12月23日付けで入札公告のありました駐屯地外柵改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと、入札説明書4(10)、(11)の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 入札説明書7(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書7(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書7(3)エに定める契約書の写し  
(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書7(3)ウに定める工程表を記載した書面  
(工程表の提出を求める場合のみ)

以 上

注1) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注2) 4項は提出者のみ記載して下さい。



## 同種の工事の施工実績

会社名 \_\_\_\_\_

工事名称等	工 事 名	
	発注機関名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態	単体/JV (出資比率)
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号 ) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。  
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。  
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。  
 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。  
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。



## 配置予定の技術者

会社名 \_\_\_\_\_

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法令による 資格・免許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、 監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録 会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了 証番号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する)
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号 ) 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する場 合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号 ) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。  
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。  
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。  
 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。  
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局  
 等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工  
 事成績評定通知書等の写しを添付すること。



# 工 程 表

工事名：

会社名： \_\_\_\_\_

項 目	単 位	数 量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見



令和 年 月 日

誓約書

契約担当官 陸上自衛隊横浜駐屯地  
中央輸送隊会計科長 久保 晃 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名  
担当者名  
電話番号

(注) 押印を省略する場合は、担当者氏名及び連絡先を記載

弊社は、過去\_\_年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

注1) 平成19年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関との工事实績を有している場合に提出する。実績がない場合は別紙第6を提出する。

注2) 下線部に年数を記入すること。



令和 年 月 日

誓 約 書

契約担当官 陸上自衛隊横浜駐屯地  
中央輸送隊会計科長 久保 晃 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名  
担当者名  
電話番号

(注) 押印を省略する場合は、担当者氏名及び連絡先を記載

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。



業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	(中学校以降を記載)
	職歴	
	業務経験	(特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載)
	研修実績その他の経歴	(特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載)
	専門的知識その他の知見	(特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載)
	資格	(特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載)
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
業績等	(特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載)	
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	



	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。  
 2 記載する内容が特になし項目は、「特になし」と記載すること。  
 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。



### 取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	<input type="checkbox"/> 社内規則がある
	<input type="checkbox"/> 社内規則に類する資料がある
	<input type="checkbox"/> 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注： 1 いずれかの「□」に「■」を付す。  
2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。  
3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。



令和 年 月 日

申 出 書

契約担当官 陸上自衛隊横浜駐屯地  
中央輸送隊会計科長 久保 晃 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名  
担当者名  
電話番号

(注) 押印を省略する場合は、担当者氏名及び連絡先を記載

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 (氏名)

役員 (氏名)

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名を行うこと。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。



指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括 会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブラン ド・ライ センサー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
フラン チャイ ザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサル タント	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
<input type="checkbox"/> 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不要な行は削除すること。  
 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。  
 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。



取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	<input type="checkbox"/> 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	<input type="checkbox"/> 上記に類する資料がある
	<input type="checkbox"/> 資料がない

- 注： 1  いずれかの「□」に「■」を付す。  
2  資料がある場合は、その写しを提出する。  
3  資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。



令和 年 月 日

申 出 書

契約担当官 陸上自衛隊横浜駐屯地  
中央輸送隊会計科長 久保 晃 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名  
担当者名  
電話番号

(注) 押印を省略する場合は、担当者氏名及び連絡先を記載

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社 (商号又は名称・代表者氏名)  
地域統括会社 (商号又は名称・代表者氏名)  
ブランド・ライセンサー (商号又は名称・代表者氏名)  
フランチャイザー (商号又は名称・代表者氏名)  
コンサルタント (商号又は名称・代表者氏名)

※別紙第10の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること  
※上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。



表紙含む ( 4 枚)

作成年月日: 令和4年12月14日

仕様書番号: 営4-22号

# 駐屯地外柵改修工事

件名	駐屯地外柵改修工事	図面番号	—
種別	表紙	縮尺	—
中央輸送隊 管理科営繕班			



# 仕様書

..... 一般項目 .....

1 件 名：駐屯地外柵改修工事  
 2 場 所：神奈川県横浜市長谷区岡沢町2-7-3 陸上自衛隊横浜駐屯地  
 3 実施概要

## 【建築工事】

- ・既存鋼製格子フェンス撤去 106m
- ・基礎コンクリートコア開け (径100mm程度、深さ200mm程度) 60ヶ所
- ・鋼製格子フェンス設置 (H=1.8m) 106m
- ・空際部モルタル埋め 1式

## 4 一般仕様

図面及び仕様書に記載なき事項は、全て国土交通省制定公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（何れも現行版）の関連項目を参照し実施するものとする。

## 5 一般事項

(1) 疑義に対する協議等  
 現場の納まり、取り合い等の関係で仕様書及び設計図によることが困難又は不都合が生じる場合は、監督官と協議の上、その指示に従い施工すること。また、明示の無い場合や疑いを生じた場合は全て監督官と協議するものとする。  
 なお、本工事に際して、取り合い及び技術的に当然すべき事項については、請負者の責任において実施すること。

## (2) 軽微な設計変更

施工に際して、現場の取まり、取り合わせ等のために位置又は工法を変更し、それに伴う数量変更又は使用材料の変更を行う等、軽微な設計変更については監督官と協議の上、その指示に従うものとする。  
 なお、この変更等に伴う請負金額の変更及び工期の変更については行わないものとする。

## 6 工程监理

(1) 打合せ及び記録  
 工事を適正かつ円滑に実施するため、請負者は監督官と常に連絡をとり、施工方針及び条件等の疑義を正すものとし、その打合せ内容については、その実施の都度、請負者が打合せ簿（※官側指定様式）を作成し、相互に確認保存するものとする。

## (2) 関係法令等の遵守

工事の実施に際しては、適用を受ける関係法令に従い、実施すること。

## 7 工事関係書類

(1) 提出書類  
 工事の実施に際して提出する工事関係書類（以下「関係書類」とする）については、陸上自衛隊の施設の取壊等に関する連第8条及び第10条に記載されている書類のほか、監督官から指示された書類を作成提出すること。

## (2) 施工写真

施工写真は、施工前、中、後を撮影するほか、仕上材等の施工により隠蔽となる部分及び材料搬入状況（※数量及び規格等が半印刷可能なもの）、監督官が指定する部分等の実施状況を撮影し、完了後、関係書類等と共に完了検査前までに監督官へ提出すること。  
 なお、デジタルカメラを使用する場合は、有効画素数500万画素以上、プリンタについては解像度300dpi以上の物を使用し、インクジェット用紙にてカラー印刷し、提出すること。この際、データの提出については要しない。

## 8 現場管理

(1) 発生材の処理等  
 工事実施に伴い発生した発生材は、金属類等については監督官が指定した場所まで運搬集積を行い、官側が指定する書式にて調書を作成し、後日、関係書類と共に監督官へ提出すること。金属類以外の発生材については、産業廃棄物として適正に処分し、マニフェストE票の写しを関係書類と共に提出すること。

## (2) 安全確保

火気の使用や溶接作業等を行う場合は、部内規則に基づき手続きを行い、許可を受けた後に作業を行うこと。また、火気等の取り扱いの際は、十分に注意して作業を行い、必要に応じて消火設備、防炎シート等を設けるなど火災防止措置を講ずること。

## (3) 電気及び水道の使用

工事の実施に必要な電気、水等はメーターを設置し、使用分に応じて官側作成の請求書に基づき支払いものとする。なお、使用箇所については、官側担当者との協議の上、その指示に従うものとする。但し、清掃等に伴う必要最低限の電気、水道については、官側より提供を受けるものとする。

## (4) 施設の損傷等

工事の実施に際して施設へ損傷を与えた場合は、監督官へ速やかに報告を行うと共に、請負者の責任において原状に復旧するものとする。

## 9 使用材料

(1) 材料の品質  
 工事で使用する材料については、仮設材等を除き全て新品の物を使用すること。但し、仕様書上にて「既存再使用」と記載のあるものについては再使用するため、取り外し及び保管の際は注意すること。

## (2) 材料搬入及び検査

工事にて使用する材料の搬入及び検査については、搬入の都度、材料検査簿を作成し監督官に検査を受けるものとする。なお、監督官から指定のあった材料については、出荷証明を併せて提出すること。

## (3) 保管管理

材料搬入後の保管管理については、請負者の責任において管理し、盗難及び粉失等の事故防止を図ること。

## 10 施工

### (1) 技能資格者等

作業の実施において、法令又はメーカー等の品質保証上、有資格者又は技能者による施工が義務付けられている作業については、有資格者等により作業を行うと共に、監督官へ資格書等の写しを提出すること。

### (2) 完成検査

全ての作業が完了した後、監督官へ竣工検査届を提出し、検査官の完成検査を受けるものとする。完成検査については、完成物件の確認及び関係書類の確認を実施する。

..... 特記事項 .....

## 【建築工事】

### 1 既存鋼製格子フェンス撤去及び基礎コンクリートコア開け

#### (1) 撤去部材一覧

名称	規格	数量	備考
鋼製格子フェンス	材質：鋼製角型パイプ 規格：H=1.8m 塗装：黒色粉末塗装	106m	
基礎コンクリートコア開け	規格：径100mm程度 深さ：200mm程度	60ヶ所	

## (2) 施工概要

- 既存格子フェンスの支柱撤去については、基礎上面部から切断撤去すること。
- 既存格子フェンスの撤去は、既存撤去から新規格子フェンスの設置までを「1日」で実施できる範囲に区切って作業を行うこと。
- 撤去した既存格子フェンスは、官側担当者の指示する箇所へ運搬集積を行うこと。
- 基礎コンクリートコア開けについては、ダイヤモンドドリルを使用し、穿孔し、コンクリートブローカ等にて研ること。
- 基礎上面部で切断処置した既存格子フェンスの支柱部分については、モルタル等にて空隙部を埋め戻すこと。

## 2 鋼製格子フェンス設置

#### (1) 使用部材一覧

名称	規格	数量	備考
鋼製格子フェンス	材質：鋼製角型パイプ 規格：H=1.8m 参考品番： 普通セメント、洗ひ砂	106m	
モルタル		1式	

※ 使用する鋼製格子フェンスは、カタログを提示の上、指示されたものを使用すること。

件名	駐屯地外柵改修工事	図面番号	I/3
図面名称	仕様書(1)	縮尺	—
中央輸送隊 管理科 営繕班			



(2) 施工概要

- (ウ) 格子フェンスの支柱建込は、コア開け箇所へ建込し「垂直」に取付けること。また、建込完了後、空隙部をモルタルにて充填し、モルタルが乾燥するまでの間は、仮設木材等にて仮固定を行うこと。
- (イ) 設置の際、格子フェンス部材の塗装面に損傷を与えた場合は、同色の塗料にてタッチアップを行うこと。
- (ロ) フェンス支柱へのフェンス部材取付については、付属のフアスニング部材を使用して固定すること。
- (ハ) 既存コンクリート基礎部分が傾斜している部分の設置については、支柱は「垂直」に設置し、フェンス部材はコンクリート基礎に対して平行となるように設置すること。
- (ニ) フェンスの割付及び現地の納まりの関係で協議が発生した際は、監督官と協議の上、その指示に従うこと。
- (ホ) その他細部施工要領は、使用する鋼製格子フェンスメーカーの標準施工要領により設置すること。
- (ヘ) 鋼製格子フェンス設置にあたり、事前に割付図を作成し、監督官の承諾を受けること。

【その他】

- (ウ) 工事作業可能日は「平日」とし、原則として「土日祝日」の作業は禁止する。また、作業時間については8時15分から16時45分までとする。
- (イ) 日々の作業開始及び終了時は、監督官へ報告を行うこと。
- (ロ) 休憩の際に工事現場を離れる場合は、監督官へ報告を行うこと。
- (ハ) 作業員に外国籍（帰化者を含む）の従業員を従事させる場合は、事前に官側が指定する様式に必要事項を入力し、許可が下りた後に作業に従事させること。なお、手続きは長期間を要するため、必ずしも工事開始までに許可が下りる保証は無いため、その点について留意し、作業員を選定すること。

余 白

余 白

件 名	駐屯地外柵改修工事	図面番号	2/3
図面名称	仕様書(2)	縮 尺	—
	中央輸送隊 管理科管理班		







# 数量書

件名：峰岡宿舎給湯機交換工事

番号	項目	場所	数量計算	数量	単位
1	撤去工事				
(1)	既存鋼製格子フェンス			106.00	m
		施工総延長	59.33m+27.38m+19.5m=106.21 ∴106m		
		A工区	0.63+2.0+0.22+1.75+1.45+1.5+1.1+0.25+1.9+2.0+2.0+2.0+1.95+1.5+2.0+2.0+	59.33	
		B工区	1.6+2.0+0.58+2.0+2.0+2.0+2.0+2.0+2.0+0.5+2.0+2.0+2.0+2.0+2.0+2.0+0.4		
		C工区	1.45+1.3+1.1+2.0+2.0+2.0+0.9+2.0+2.0+0.73+1.7+1.05+1.05+2.0+2.0+0.1	27.38	
			1.05+0.85+1.5+1.7+2.0+1.2+0.5+1.5+2.0+2.0+1.9+1.3	19.50	
2	はつり工事				
(1)	支柱建込穴開け		実測による	69.00	箇所
3	外構工事 (鋼製格子フェンス設置)				
(1)	鋼製格子フェンス			106.00	m
		施工総延長	L=110m		
4	左官工事				
(1)	支柱建込箇所等モルタル詰め		実測による	69.00	箇所